都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十四年十月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十四年五月九日奈良県指令建第八八―二一九号

平成二十四年七月十八日奈良県指令建第八八―二一九―一号

平成二十四年九月二十七日奈良県指令建第八八―二一九―二号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十四年十月二日建第七八二〇号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十四年十月二日建第四七六〇号

三　開発区域に含まれる地域

桜井市大字阿部四六八番、四六九番、四七〇番、四七一番、四七二番、四七三番、四七四番、四七五番の一部、四七七番三、四八〇番一の一部、四八〇番二の一部及び四八一番の一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字吉備五五六番地

株式会社カネコ殖産　代表取締役　井上幸信

五　公共施設の種類、位置及び区域

水路　桜井市大字阿部四七七番三、四八〇番一及び四八〇番二の各一部